

# 2月定例会提出予定議案 【令和7年度案件】

## 1 予算案件

- (1) 令和7年度当初予算案 . . . . . 2

## 2 条例案件

- (1) 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 . . . 23
- (2) 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等  
施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 . . . 24

福 祉 部

## 予算規模

(単位：千円)

会計	令和6年度 当初予算額	令和7年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
<b>一般会計</b>	<b>377,850,064</b>	<b>389,812,196</b>	<b>16,768,929</b>	<b>11,630,413</b>	<b>831,900</b>	<b>360,580,954</b>	<b>103.2%</b>
<b>特別会計</b>	<b>480,350,556</b>	<b>464,865,930</b>	<b>127,349,285</b>	<b>337,335,925</b>	<b>0</b>	<b>180,720</b>	<b>96.8%</b>
母子父子寡婦福祉資金	320,757	322,076	0	141,357	0	180,719	100.4%
国民健康保険	480,005,769	464,519,824	127,349,285	337,170,538	0	1	96.8%
県有環境林	24,030	24,030	0	24,030	0	0	100.0%
<b>合計</b>	<b>858,200,620</b>	<b>854,678,126</b>	<b>144,118,214</b>	<b>348,966,338</b>	<b>831,900</b>	<b>360,761,674</b>	<b>99.6%</b>

## 新規拡充事業等（主なもの）

<b>I</b> 地域福祉力の向上と 社会福祉基盤の充実	① 終戦80年戦没者追悼式	11,274千円 ……	4
	② ヤングケアラー・若者ケアラー支援事業	17,344千円 ……	5
<b>II</b> 高齢者の安心確保と 子ども・子育て支援の充実	① 24時間対応在宅介護サービス参入促進事業	54,542千円 ……	6
	② 訪問介護の提供体制・確保支援	19,988千円 ……	7
	③ 地方部における介護職員キャリアアップ研修の開講支援	6,958千円 ……	8
	④ 社会福祉法人等奨学金返済支援制度	19,075千円 ……	9
	⑤ 保育所等における要支援児童等対策推進事業	44,528千円 ……	10
	⑥ 保育所等における食の安全・安心推進事業	13,248千円 ……	11
	⑦ 高校生保育の仕事やりがい魅力体験事業	4,566千円 ……	12
	⑧ ケアラーへの支援の充実	5,000千円 ……	13
	⑨ 特定妊婦等支援事業	64,300千円 ……	14
<b>III</b> ユニバーサル社会づくりと 障害者のくらし支援	① 「親なきあと」を支えるグループホーム支援力強化事業	3,300千円 ……	15
	② ひきこもり対策総合支援事業	21,098千円 ……	16
	③ 高次脳機能障害支援体制強化事業	17,908千円 ……	17
	④ 強度行動障害集中的支援実施体制整備事業	5,218千円 ……	18
	⑤ ひょうご・ユニバーサルデイの開催	561千円 ……	19
	⑥ 県内スポーツ施設のユニバーサル対応研修会の実施	430千円 ……	20
	⑦ 障害者芸術文化事業	1,029千円 ……	21
	⑧ 工賃向上事業	1,585千円 ……	22

## I 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

新

## 終戦80年戦没者追悼式

R7当初：11,274 千円

➤ 終戦80年の節目となる年に**全国戦没学徒追悼式と兵庫県戦没者追悼式を実施**

## ○全国戦没学徒追悼式

内 容：全国の出陣学徒及び動員学徒の慰霊

開催日：令和7年10月21日

場 所：若人の広場公園（南あわじ市阿万塩屋町）

参列者数：300名程度

## ○兵庫県戦没者追悼式

内 容：県下の戦争犠牲者の慰霊

開催日：令和7年8月上旬

場 所：神戸市内ホテル等

参列者数：300名程度

## ○前回（R2年度）の様子



全国戦没学徒追悼式



兵庫県戦没者追悼式

## I 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

## 拡 ヤングケアラー・若者ケアラー支援事業

R7当初：17,344 千円

- 子ども・子育て支援法等の一部改正（R6.6.12施行）において、国や地方公共団体等によるヤングケアラー・若者ケアラーへの支援が法制化されたこと等を踏まえ、**引き続き必要な支援体制を構築**

## ○実施内容

区分	内容
①当事者支援の体制整備	
<b>拡</b> 相談窓口の運営	若者ケアラー向けメンタルサポート事業を新たに実施
ピアサポートの推進	ピアサポート実施団体への補助、全県オンライン交流会を実施
②その他の支援体制	
市町調整会議の開催	市町との連携を強化し、把握から支援につなぐ仕組みづくり（年2回）
支援者向け研修の実施	基礎研修（ヤングケアラーの実態、気づきの視点等）、応用研修（多職種連携によるグループワーク）を開催
③ふるさと寄附金による支援	
ヤングケアラー世帯配食支援	ヤングケアラーの家事負担の軽減に加え、家庭の状況把握と必要な支援につなげるために、一定期間、世帯全員の弁当を配達

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 新 24時間対応在宅介護サービス参入促進事業

R7当初：54,542 千円

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の参入支援について、一般財源化に伴い、**補助基準額・負担割合等を見直す一方、対象事業者等を拡充した新たなスキームにより支援**

#### ○ 現行の支援スキームからの主な変更点

- 新**・看護小規模多機能型居宅介護を対象事業者に追加 [人件費補助、賃借料補助]
- 新**・提携事業所業務委託費やサテライトオフィス賃借料を対象経費に追加 [人件費補助、賃借料補助]
- ・補助基準額の見直し [人件費補助、賃借料補助]
- ・事業者負担の導入、負担割合の見直し [人件費補助、賃借料補助、単価差補助]

参入促進支援		
区分	人件費補助	賃借料補助
対象期間	開設後1年間	開設後 <b>1年間</b>
対象経費	人件費 <b>及び提携事業所業務委託費</b> にかかる赤字部分	賃借料（ <b>サテライトオフィス含む</b> ）
対象事業者	定巡事業者 <b>及び看多機事業者</b>	定巡事業者 <b>及び看多機事業者</b>
補助基準額	<b>7,350千円</b>	<b>1,500千円</b>
負担割合	県1/4、市町1/4、 <b>事業者1/2</b>	県1/4、市町1/4、 <b>事業者1/2</b>

単価差支援		
対象経費	定巡事業所における訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差を補助	
対象事業者	定巡事業者	<b>定巡事業者のうちサ高住・有料併設事業者</b>
負担割合	県1/2、市町1/4、 <b>事業者1/4</b>	県1/4、市町1/8、 <b>事業者5/8</b>

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 拡 訪問介護の提供体制・確保支援

R7当初：19,988 千円

#### 拡 1. 訪問介護人材等確保対策事業（16,800千円）

- 特に人材確保が困難になっている**訪問介護員（ヘルパー）の定着支援のため**、補助メニューをパッケージ化して支援

##### ○ 支援対象経費

- ・初任者訪問介護員に対するOJT研修費用
- ・ホームヘルパーとして働くために受講が必要な初任者研修や介護福祉士資格取得のための実務者研修等に関する受講経費
- ・初任者研修・実務者研修を受講する際に必要となる代替職員の確保に要する経費

**新**・経営改善の専門家の活用等に要する経費

**新**・ホームページの改修など介護人材や利用者の確保のための広報に要する経費

#### 新 2. 初任者研修開講支援事業（3,188千円）

- **地方部において、初任者研修を開催する際の経費を補助**

##### ○ 対象地域

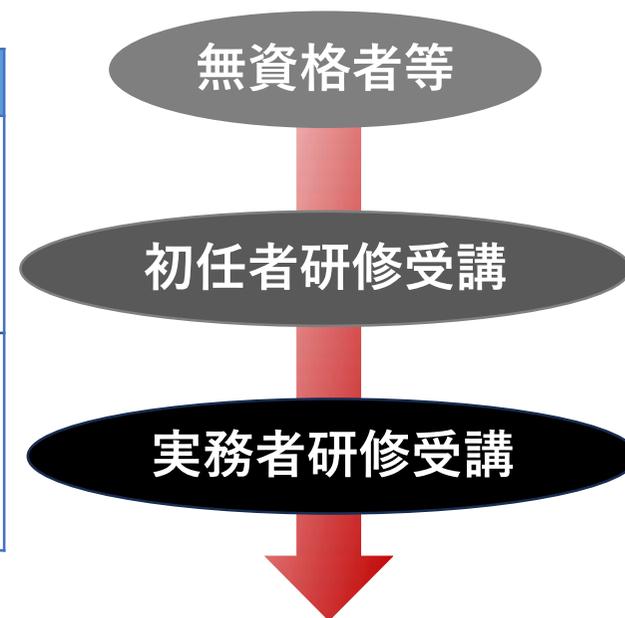
北播磨、西播磨、丹波、但馬、淡路

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 拡 地方部における介護職員キャリアアップ研修の開講支援 R7当初：6,958 千円

- 地方部における介護職員のキャリアアップを支援するため、実務者研修を開催する際の対象地域を拡充するとともに、新たに初任者研修の開催経費を支援

区分	対象地域	補助率	補助上限額	予算額
<b>新</b> 初任者研修 ※再掲	但馬、丹波、淡路	定額	348千円	3,188千円
	西播磨		279千円	
	北播磨		271千円	
実務者研修	但馬、丹波、淡路		420千円	3,770千円
	<b>拡</b> 西播磨		318千円	
	<b>拡</b> 北播磨		307千円	



#### 【参考】

初任者研修：介護職員として働く上で基本となる知識・技術を習得  
 ※ 訪問介護員(ヘルパー)として従事可能となる。

実務者研修：介護福祉士となるための研修。基本から実践的な知識・技術を演習等で習得。

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 社会福祉法人等奨学金返済支援制度

R7当初：19,075 千円

- 若者の県内就職・定着を促進するため、**職員の奨学金返済負担軽減を行う社会福祉法人等に対して、費用の一部を支援**

#### ○補助対象

- ・**対象法人** 県内に法人本部がある社会福祉法人等（介護・障害・保育・児童等）
- ・**対象従業員** 対象法人に勤務し、次の要件をすべて満たす方
  - ①日本学生支援機構の奨学金を受給し返済義務がある
  - ②正規職員で40歳未満
  - ③県内事業所に勤務

#### ○補助期間 対象者 1 人あたり最大17年間

補助期間	対象法人
5年	県内に法人本部がある社会福祉法人等
10年	①フレッシュミモザ法人、 ②ワーク・ライフ・バランス宣言法人 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">①②両方を取得した法人</span>
17年	①ミモザ法人、 ②ワーク・ライフ・バランス認定法人または ワーク・ライフ・バランス表彰法人 <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">①②両方を取得した法人</span>

#### ○補助額 年間返済額の2/3（上限12万円）

県 2/3

法人 1/3

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 新 保育所等における要支援児童等対策推進事業

R7当初：44,528 千円

- **要支援児童等とその保護者への対応や関係機関との連携強化**を図るため、基幹となる保育所等に保育士、社会福祉士等、専門性を有する「**地域連携推進員**」を配置し、関係機関と連携しながら他の保育所等への巡回支援や相談支援等を実施
- **地域連携推進員の業務**
  - ・要支援児童等やその予備群に当たる児童を対象に、保護者への相談支援や保育所職員への助言
  - ・要保護児童対策地域協議会での情報提供及び共有や、市町や児童相談所への定期報告
  - ・他の保育所等への巡回支援などの実施 等
- **地域連携推進員の要件**  
保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師 等
- **補助基準額**：1 か所あたり4,567千円/年
- **負担割合**：国1/2、県1/4、市町1/4

(参考) 事業イメージ



## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 新 保育所等における食の安全・安心推進事業

R7当初：13,248 千円

- 増加する食物アレルギー児へ対応するため、**調理員等を加配する民間保育所・こども園に対して支援を実施**

#### ○対象施設

以下のいずれかに該当する児童を受け入れる  
民間保育所・認定こども園

- ・食物アレルギーのためアナフィラキシー補助治療剤（エピペン）を携行する児童
- ・食物アレルギーを3品目以上持つ児童

#### ○対象経費

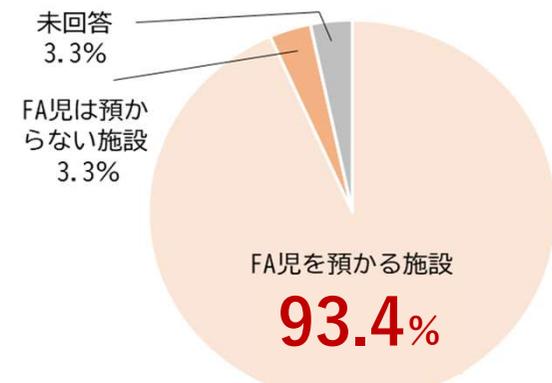
個別食の調理・配膳業務に従事するために加配した職員の給与

- 補助基準額：対象児童1人あたり288千円/年

- 補助上限：2,304千円

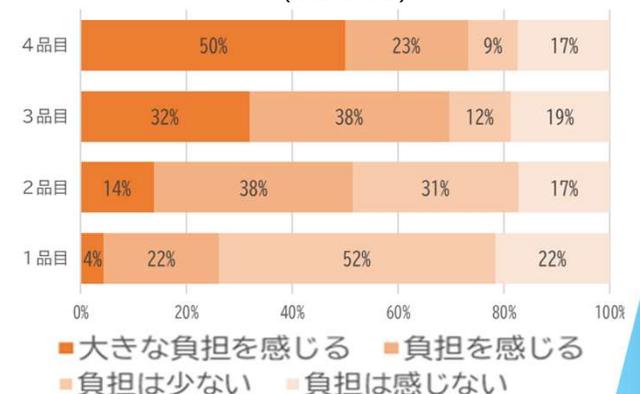
- 実施主体：市町（政令市・中核市除く）

- 負担割合：県1/4、市町1/4（義務随伴）、事業者1/2



食物アレルギー（FA）児を預かる  
保育所の割合

[出典：H27保育所入所児童のアレルギー疾患調査]  
(厚生労働省)



食物アレルギー品目数と  
個別食提供時の負担感の状況

[R6兵庫県調べ n=138]

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

新

### 高校生保育の仕事やりがい魅力体験事業

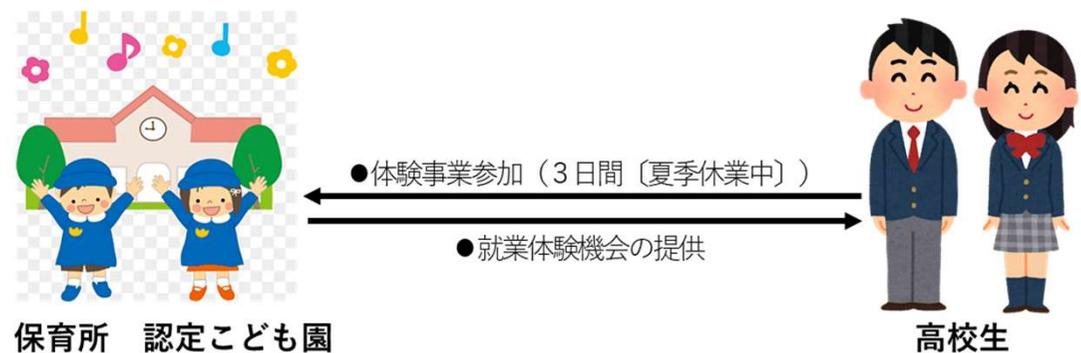
R7当初：4,566 千円

- 保育士の人材確保を促進するため、進路を決める重要な時期である**高校生を対象に、夏休みを活用して保育所等での仕事体験を実施**

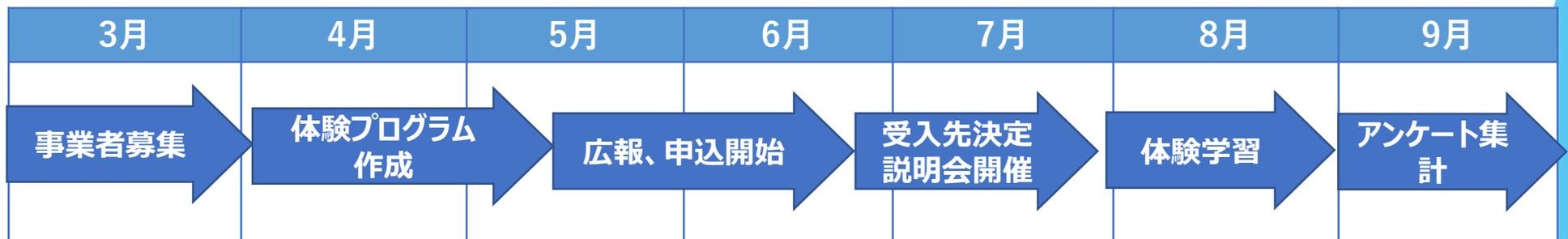
#### ○実施内容

保育所での仕事体験（室内あそび、給食の配膳等）を通じて、保育士の仕事の魅力ややりがいを体感してもらうことにより、将来的な保育人材を確保

- ・体験期間：1人あたり3日間
- ・対象人数：400人



#### ○実施スケジュール



## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 拡 ケアラーへの支援の充実

R7当初：5,000 千円

- 社会的養護経験者（ケアラー）の自立生活を支援するため、入所中から将来の選択肢を広げ、学びや好奇心を満たす環境を整えるとともに、大学進学への支援を実施

#### 進路選択の視野を広げる

夢ふれあい交流事業（R5～）	
対象	小5～中1（40人程度）
内容	大学生と自然体験（キャンプ）等を通じた交流

#### 進路選択を考える

夢かたりあい交流事業（R5～）	
対象	中2～高2（県内33か所）
内容	先輩大学生と施設等にて、大学生活等を語り合う

参考：現在の大学等進学率

全国	57.0%
兵庫県	64.1%
児童養護施設退所所(兵庫県)	<b>28.2%</b>

R10目標	55.0%
-------	-------

※全国の大学進学率並を確保

#### 新 夢かなえる大学進学支援事業

対象	高1～高2（150人程度） ※県内児童養護施設入所または里親の下で暮らしている者
内容	○ <b>大学進学支援セミナーの開催</b> （3回） [セミナー内容] ・予備校講師や大学進学したケアラーより体験の発表 ・予備校の進路指導担当者等より <b>大学受験・進学に向けての心構えを説明</b> （受験に関する情報提供、志望校の選定方法、具体的な勉強の進め方、準備スケジュール等）

## Ⅱ 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 拡 特定妊婦等支援事業

R7当初：64,300 千円

- 予期せぬ妊娠をはじめとする、**妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊産婦（特定妊婦等）**に対して、**自立に向けた一貫的な支援**を実施

#### 1. 居場所確保・自立支援事業

住む場所がない妊産婦が安心して過ごせる受入場所を確保し、**産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援**を行うとともに、自立に向け、**県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守り支援**を実施



ステップハウス（県営住宅）

#### 拡 2. 産前産後母子支援事業

産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、養育支援を実施

##### ○拡充内容

乳児院等の専門的知見を活かし、事業実施の地域偏在を解消するため、実施施設数を拡充

#### 拡 3. 課題を抱える妊産婦支援プロジェクト

特定妊婦等を出産から自立まで支援するとともに、実家のように頼れる居場所に出会えるきっかけをつくるなど、自立や夢の実現を応援

##### ○拡充内容

産後の母子の自立に向けた収入基盤の確保・就労ニーズに広く対応するため、新生児必需品の購入費や就職支度資金への補助を拡充

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 新 「親なきあと」を支えるグループホーム支援力強化事業

R7当初：3,300 千円

- **グループホームの利用ニーズに対応し、更なる充実した支援を提供するため、支援力底上げに向けた取組を実施**

#### ○実施内容

民間事業者の新規参入増等により、グループホームの量的充実が進む中、グループホームの直接処遇職員の資質向上を図る必要があることから、当該職員等を対象にした研修を実施

#### ・研修内容

障害特性（身体・知的・精神・発達・高次脳）の理解、モチベーション向上の仕組づくり（キャリアアップ支援）等

#### ・対象者

グループホームの責任者（管理者等）、直接処遇職員（世話人・生活支援員）

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

拡

### ひきこもり対策総合支援事業

R7当初：21,098 千円

- ひきこもり状態にある方の増加に加え、対象者の属性の多様化など支援のあり方が複雑化していることから、**ひきこもり対策を強化**

#### ○実施内容

区 分	内 容
<b>1 市町への支援</b>	
ひきこもり総合支援センターの設置	相談支援員 2 名(心理士 4 日/週)、電話相談員 1 名を配置
<b>新</b> 市町ひきこもり後方支援力の強化	ひきこもり総合支援センターやひきこもり相談支援センター・ランチ等と連携して市町へ広域的・専門的な後方支援を行う保健師等の専門職を県内 5 圏域[阪神・播磨・但馬・丹波・淡路]に配置
市町ひきこもり支援合同研究会	市町職員を対象とした合同研究会（体制構築の事例発表等）
<b>2 支援団体への支援</b>	
ひきこもり支援団体等運営力向上研修の実施	①支援団体の経営力向上研修 ②ひきこもり支援者スキルアップ研修
ひきこもり支援団体等ネットワークの構築	全県的な支援団体等ネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築
<b>3 広域的な支援</b>	
オンライン居場所の設置	Web会議アプリ（Zoom等）を活用したオンライン居場所を設置 ※設置数：10箇所（うち女性専用 2 箇所、対面開催にも対応 3 箇所）
ポータルサイトの運営	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、支援情報を発信
ひきこもりを抱える家族交流の場の設置	ひきこもり状態にある方の家族がオンラインや対面で交流できる場の設置 ※設置数：7 箇所（うちオンライン 5 箇所、対面 2 箇所）

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 拡 高次脳機能障害支援体制強化事業

R7当初：17,908 千円

➤ 高次脳機能障害者に対し、それぞれの**生活の段階に応じた支援や受け皿の開拓・連携を推進**

#### 1. 高次脳機能障害支援普及事業：15,665千円

##### ○実施内容

- ・相談支援コーディネーターによる専門相談の実施
- ・連携支援コーディネーターによる地域連携体制の強化 等

#### **新** 2. 高次脳機能障害支援者養成研修事業：2,243千円

##### ○実施内容

R6報酬改定において当該研修の修了者を配置した事業所に対する報酬加算が新設されたことを受け、**国カリキュラムに基づき、新たに研修を実施**

- ・**対 象**：障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する者
- ・**研修内容**：基礎研修（障害特性の理解、支援に係る対応方法など）  
実践研修（実務演習、個別支援計画の策定など）

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 新 強度行動障害集中的支援実施体制整備事業

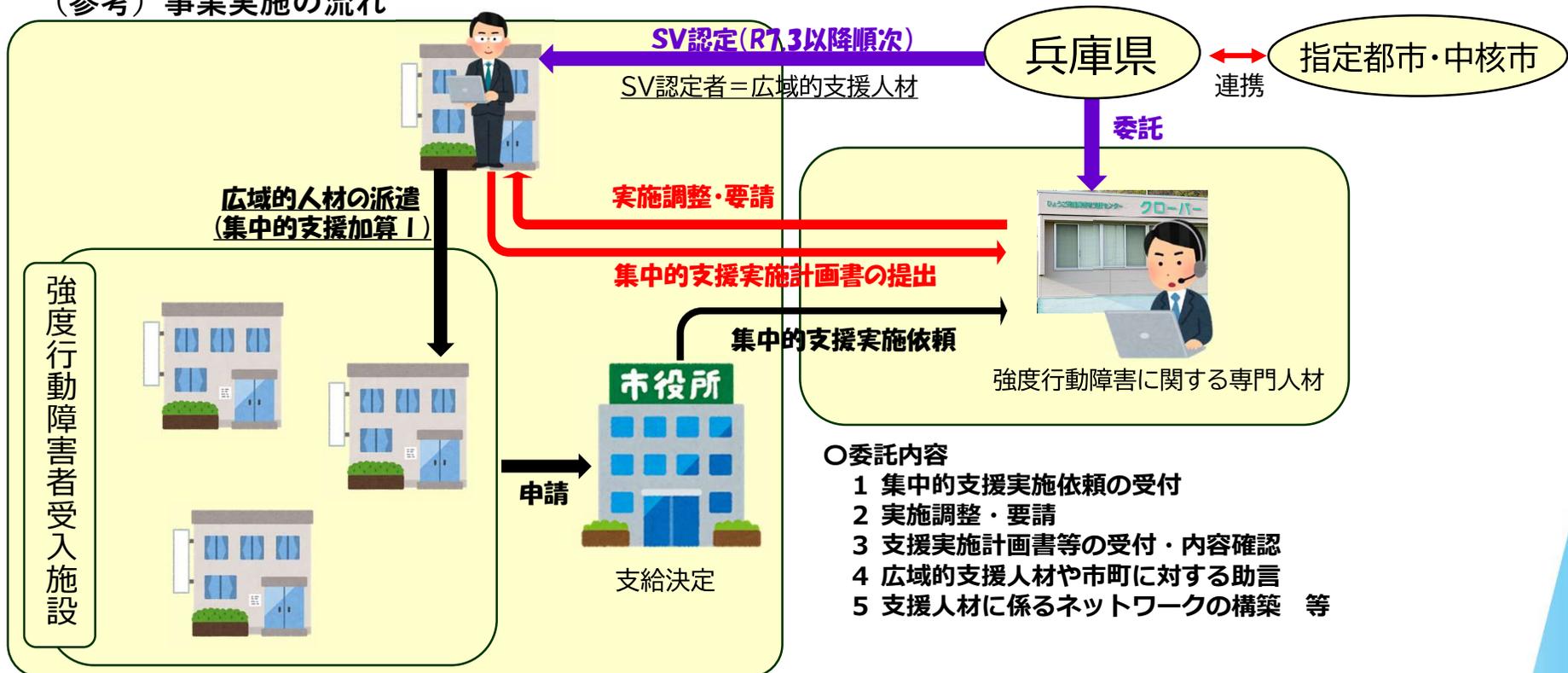
R7当初：5,218 千円

- **強度行動障害SV(スーパーバイザー)等を活用し**、R6報酬改定において新設された報酬加算(広域的支援人材による強度行動障害児者に対する「集中的支援加算Ⅰ」)を実施するための体制を政令・中核市と連携して整備

#### ○実施内容

- ・関係機関と連携を行いながら、広域的支援人材の派遣調整を行う強度行動障害に関する専門人材(1名)の配置

(参考) 事業実施の流れ



## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

**新**

### ひょうご・ユニバーサルデイの開催

R7当初：561 千円

- 2025大阪・関西万博に向けて取り組んできた「みんなの声かけ運動」や手話講座等、障害者の社会参加支援のより一層の広がりを目指して、**万博のテーマウィークと連動し、ユニバーサル社会づくりの推進に向けたイベントを一体的に実施**する。

#### ○実施内容

- ・開催日：令和7年8月9日（土）
- ・場 所：尼崎市記念公園ベイコム総合体育館 サブアリーナ等
- ・内 容：ユニバーサル社会づくりの推進に向けたイベント（講座・体験会・展示販売等）
- ・参加者数：500名

#### <イベントイメージ>



(展示販売)



(講座・体験会)

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

新

### 県内スポーツ施設のユニバーサル対応研修会の実施

R7当初：430 千円

- 令和6年度に実施したユニバーサルなスポーツ施設検討会（R7も継続）での議論を踏まえ、県内スポーツ施設における職員体制の充実、施設職員が現場で活かせる知識やスキルの獲得を目的に、**施設職員向け障害者対応研修を実施**

#### ○研修内容

##### （座学）

- ・各障害の理解と障害特有の行動特性を踏まえたコミュニケーション方法
- ・障害特性を踏まえた施設利用時の安全確保、事故発生時の対応方法

##### （実技）

- ・施設を実際に利用しながら、介助・誘導・安全確保、疑似体験等の実習

#### ○対象者

県内スポーツ施設（県・市町・民間）の運営に携わる職員



座学研修



実技研修：身体障害者の利用時の対応

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 新 障害者芸術文化支援事業

R7当初：1,029 千円

- 障害者の芸術作品等の発表機会の確保、鑑賞機会の拡大、活動を支える人材育成の観点から、**芸術文化活動を行う障害者や団体等への多面的な支援**を実施

#### 1. ユニバーサルな映画鑑賞会の開催

- 実施内容** 日常において映画鑑賞が困難な障害児及びその家族等を対象に、**映画鑑賞会を開催**
- 対象者** 障害児（精神・知的・発達・身体）とその家族等の関係者

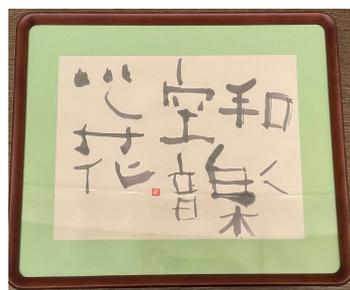
#### 2. ユニバーサルなミュージックフェアの開催

- 実施内容** 障害者の自己実現や社会参加、表現の場として**ミュージックフェアを開催**
- 対象者** 県内の音楽活動に取り組む福祉施設に対して出演を公募

#### 3. 障害者芸術文化活動支援センターのあり方検討委員会の設置

- 実施内容** 他府県の障害者芸術文化活動支援センターの設置状況及び活動状況を収集し、本県の支援センターのあり方を検討

#### <障害者芸術の例>



(第19回兵庫県障害者芸術・文化祭受賞作品)

(障害者芸術作品巡回展)

## Ⅲ ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 拡 工賃向上事業

R7当初：1,585 千円

- 就労継続支援A型・B型事業所に対して、**専門家派遣や研修会を実施し、経営層等の意識改革を含めた支援を行う**ことにより、県内事業者の工賃向上及び経営改善を図る

#### 1. 工賃向上等経営力強化事業

##### **新** (1) 就労継続支援A型事業所管理者への経営改善研修：207千円

###### ○研修内容

経営ノウハウや事業計画、目標設定の見直し（業務効率化、正しい目標設定によるコスト削減、営業力の強化 等）

##### (2) 就労継続支援B型事業所管理者への意識改革研修：991千円

###### ○研修内容

主に工賃向上のための事業計画、活動内容の見直し（好事例による意識改革 等）

##### **新** 2. 「ひょうご楽市・楽座」会場での障害福祉事業所によるマルシェ：387千円

万博期間中に設置される「尼崎万博P & R 駐車場」の隣接地で開催される「ひょうご楽市楽座」の会場で、県内障害福祉サービス事業所で作られた商品を幅広くPRし、更なる認知度を向上させるため販売会を実施し、障害者の工賃向上や社会参加へ繋げる。

○期間 9月の土日（計8日間）16:00～21:00

○場所 尼崎フェニックス事業用地（「尼崎万博P & R 駐車場」隣接地）

## 2月定例会提出予定議案（条例案件）について

### 【令和7年度案件】

#### I 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

##### 1 制定の理由

- (1) 前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う

ア 西播磨総合リハビリテーションセンター使用料

[兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例]

イ 福祉センター利用料金 [兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例]

ウ 但馬長寿の郷使用料 [兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例]

エ こころのケアセンター利用料金

[兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例]

オ 障害者スポーツ交流館使用料

[兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例]

##### 2 制定の概要

- (1) 物価上昇を考慮し、使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るもの

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
西播磨総合リハビリテーションセンター使用料	体育室使用料（障害者の利用・全面・13時～17時）	3,600円	4,000円
福祉センター利用料金	多目的ホールA利用料金（13時～17時）	9,300円	10,000円
但馬長寿の郷使用料	多目的ホール（13時～17時）	5,100円	5,600円
こころのケアセンター利用料金	宿泊室利用料金	3,700円	4,100円
障害者スポーツ交流館使用料	体育室使用料（障害者の利用・全面・13時～17時）	3,600円	4,000円

##### 3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和7年4月1日

- (2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

## II 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

- (1) 児童福祉法の一部改正により、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い、内閣府令の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して一時保護施設の設備及び運営についての基準を定める。
- (2) 栄養士法の一部改正により、従来、管理栄養士は栄養士の免許を取得した者であったところ、管理栄養士養成施設を卒業した者については栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることに伴い、児童福祉施設の基準に関する規定について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める（目次及び第3条の2関係）。
- (2) 保育所に少なくともいずれか1人は置かなければならない調理員について、栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有する者に加え、管理栄養士の免許を有する者を追加する（第7条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第4条関係）。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### <参考>

#### 基準の定め方

- 原則、国が定める基準(内閣府令「一時保護施設の施設及び運営に関する基準」)を準用（第1項）
- 内閣府令に加えて県の基準を設定（第2項～第12項）

#### 条例案

項	内容
1	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を準用 ※
2, 3	暴力団等の排除
4, 5	運営に関する自己評価
6	非常災害対策に関する規定
7	月1回の訓練(避難、救出その他必要な訓練)実施
8	職員の計画的な育成
9	事故の発生又はその再発防止のための措置
10~12	事故発生後の対応

(※)内閣府令「一時保護施設の施設及び運営に関する基準」

区分	内容(例)
人員配置基準	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 10:1 等
設備基準	居室面積4.95㎡/人以上 居室定員4人(幼児は6人)以下 学習室、食堂、運動場等の設置 プライバシーの保護 等
運営基準	権利擁護、行動制限、虐待禁止 生活支援、親子関係再構築支援 食事の提供、学習権 等



# 2月定例会提出予定議案 【令和6年度案件】

## 1 その他案件

- (1) ひょうご子ども・子育て未来プランの改定 . . . . 2
- (2) ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定 . . 5

福 祉 部

## 2月定例会提出予定議案（その他案件）について

### 【令和6年度案件】

#### I ひょうご子ども・子育て未来プランの改定

現行の「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020(令和2)～2024(令和6)年度)」の計画期間が終了することから、社会・経済状況等の変化を踏まえ、少子対策・子育て支援等に関する取組を更に推進するため、ひょうご子ども・子育て未来プランを改定する。

##### 1 プランの概要

###### (1) プラン改定の趣旨

就業、結婚、妊娠、出産、子育てを取り巻く環境変化や、社会・経済状況の変化等を見据えた国の動きを踏まえ、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育つ兵庫を目指して同プランを改定する。

###### (2) 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間

##### 2 基本理念と目標、推進方策

###### (1) 基本理念

誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現

重点テーマとして『次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫』を定める。

###### (2) 目標

上記の基本理念を達成するために、次の5つの目標を設定する。

- ①子ども・若者の多様な人格や個性、人権を尊重するとともに、その最善の利益を図る
- ②若者の生活基盤の安定と仕事と生活の調和を図り、結婚・子育ての希望を実現する
- ③子どもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援とともに、複合的な課題を同時に抱える方への多面的な支援を実施する
- ④児童虐待の予防・防止とともに貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が健やかに成長できる良好な成育環境をつくる
- ⑤子どもや若者、子育て当事者の声や意見を聴き、尊重しながら進める

### (3) 数値目標

「誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」に向けて、次の4つの数値目標を掲げる。

- ①安心して子育てできると思う人の割合：住んでいる地域で、安心して楽しく子育てできると思う人の割合 60.0%以上（2029(令和11)年）
- ②待機児童数：計画期間中、早期に待機児童数0を達成
- ③合計特殊出生率：計画期間中 1.27 を維持
- ④出生数：15 万人（期間中合計）

### (4) 推進方策について

就業・結婚・妊娠・出産・子育て支援まで多岐にわたる切れ目のない対策を実施するため、次の6つの推進方策を設定し、総合的・体系的なパッケージとして施策展開する。

- I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築
- II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
- III 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実
- IV 子どもと子育てに温かい地域社会づくり
- V 子育てと仕事の両立支援
- VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

## 3 就学前の教育・保育等の需給計画について

県内全域で少子対策・子育て支援や待機児童の解消等を着実に推進していくため、就学前の教育・保育等に係る需給計画を見直す。

### (1) 就学前の教育（幼稚園・認定こども園）に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み ①		34,493	31,951	29,634	27,403	25,833
確保方策	特定教育・保育施設	42,124	42,876	41,449	41,059	40,831
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	13,223	11,275	10,909	10,212	9,930
	計 ②	55,347	54,151	52,358	51,271	50,761
差引 (②-①)		20,854	22,200	22,724	23,868	24,928

## (2) 保育（保育所・認定こども園等）に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み ①		120,649	118,953	117,807	116,223	115,693
確保方策	特定教育・保育施設	114,321	114,268	114,287	114,198	114,473
	特定地域型保育事業	6,001	6,190	6,378	6,514	6,657
	その他	4,465	4,473	4,522	4,369	4,435
	計 ②	124,787	124,931	125,187	125,081	125,565
差引 (②-①)		4,138	5,978	7,380	8,858	9,872

## (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制の確保時期等

(単位:人)

区分		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込	小学1～3年生	51,396	51,751	51,758	52,078	51,744
	小学4～6年生	13,883	14,802	15,521	16,192	16,935
	計 ①	65,279	66,553	67,279	68,270	68,679
確保方策 ②		67,236	69,228	70,506	71,939	72,831
差引 (②-①)		1,957	2,675	3,227	3,669	4,152

## II ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定

### I 改定の経緯・趣旨

本県では、2005年に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（以降、「総合指針」という。）を策定し、だれもが主体的に生き、支える社会の構築をめざしてきた。

2018年4月には、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」と議員提案による「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」を施行し、これらの条例の基本理念実現のために、同年10月に総合指針を改定し、「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」の5つの柱のもと、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた取組の方向性等を定め、各種施策に取り組んできた。

前回の総合指針の改定から6年が経過し、SDGsへの取組の伸展や制度の狭間の課題の顕在化等、社会情勢の変化を踏まえ、従前の5つの柱のもと、新たに県施策の基本的方向を定めることとしたものである。

### II 改定総合指針の位置づけ

「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」第12条に基づき、基本理念（ひと・参加・情報・まち・もの）に基づく施策を総合的に実施するための指針であり、県施策の基本的な方向性を示すものである。

また、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」第7条第1項に定める実施計画としても位置付けられる。

さらには、県政の基本方針である「ひょうごビジョン2050」がめざす「みんなが生きやすい地域」などを実現するためのユニバーサル社会づくりの推進分野での県施策の基本的な方向性を示す指針となる。

### III 始期及び運用

2025年4月からとし、社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえながら、必要に応じて見直しを実施する。

県は、ユニバーサル社会づくりの実現に向けて、総合指針に沿って、毎年度、実施施策を取りまとめるとともに、その実施状況を公表する。

### IV 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿

#### 1 めざすべき社会像

全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる寛容な社会

#### 2 5つの基本理念

ひと 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位などの違いに関わりなく、だれもが社会の一員として人格と個性を尊重し、理解し、支え合うひとづくりを進める。

**参加** 全ての人がある能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

だれもが自らの能力を発揮して働くことや、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画することができるよう、障壁を取り除き、多様な選択が用意された社会をめざす。

**情報** 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

ひょうご・スマイル条例に基づき、様々な情報伝達手段を組み合わせることにより、だれもがどのような時でも理解しやすい情報を容易に入手でき、利用し、意思疎通を図ることができるようにする。特に災害時にだれも取り残されることのないよう、必要な情報が届く体制を整備する。また、情報通信技術を安全・安心に利用できる社会をめざす。

**まち** 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

だれもが、地域で安心して住まうことができる社会をめざす。また、福祉のまちづくり条例やユニバーサルツーリズム推進条例の理念を踏まえ、自宅から街なかへはもちろん、行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備を進める。

**もの** 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

生活に必要なモノやサービスを、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが利用しやすく、満足のできるものとする。また、理にかなった工夫の積み重ね(合理的配慮等)により、障害のある人などの活動を制限している障壁を取り除いたサービスの提供をめざす。

## V 県施策の基本的方向

### 1 ひと

- (1) 障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人との主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供
- (2) 困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤となる生きる力を育むための子どもの意見を尊重した教育の実施
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域や職場で率先して行う人材や専門的知見を有する人材の確保

## 2 参加

- (1) 全ての人それぞれの状況や能力に応じて、ICTの活用やマッチングなどにより、多様な職種及び働き方を選択することができる環境の整備
- (2) 地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てができる体制の整備
- (3) 複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが直面する障壁を除去するための支援体制の整備
- (4) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備
- (5) 地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムなどを通じた交流と社会参加・参画の促進

## 3 情報

- (1) 手話、点字、音声自動翻訳機等の多様な方法により、全ての人ができるような時でもあらゆる情報を円滑に取得及び利用することができる措置の実施
- (2) 手話通訳、点訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保
- (3) 災害時の支援が特に必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報をいつでも迅速かつ的確に伝達する体制の整備
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人安全・安心に享受することができる環境の整備
- (5) インターネット等でのマイノリティの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならないための取組の実施

## 4 まち

- (1) 住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施
- (2) 心身の機能の低下などによる状況の変化に対応した住宅の整備
- (3) 安心して、公共施設等を利用し、通勤や通学、通所、買い物、旅行等を含むあらゆる生活の場面において公共交通機関等により円滑に移動するためのハードソフト両面での整備促進
- (4) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備
- (5) 自治会や民生委員、非営利法人、ボランティア団体等多様な主体による市民活動や、医療及び介護等地域に安心をもたらす社会サービスの提供促進

## 5 もの

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発と普及
- (2) 先端的な技術を活用した医療・福祉サービスの提供のための研究開発と普及
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供並びに障害のある人などへの理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮等）によるサービス向上の促進